



# 著作権Q&A

竹内 亮

第18回  
弁護士・弁理士現代歌人協会会員

**Q** 歌人が自身の歌を書いた色紙や短冊の写真を集めて本にしたリ、写真をホームページに載せたりすることを考えています。色紙や短冊に書かれた短歌の著作権のほかに、色紙や短冊の原本を現在所有している人からも許諾してもらう必要があるでしょうか。

**A** 歌人が色紙や短冊を書いてくれることがあります。わたしは塔短歌会の会員ですが、二〇一三年の全国大会のときに永田和宏さんから色紙をいただいて、うれしく思いました。

短歌が書かれた色紙や短冊の写真を書籍に掲載したり(著作権法では「複製」といいます)、インターネットに掲載したり(同じく「公衆送信」といいます)。する場合、書かれた短歌の著作権と、色紙や短冊の所有者の権利については別に考えます。

である歌人でした。歌人が亡くなった場合、その遺族になります。ですので、著作権がある短歌が書かれた色紙や短冊の写真を複製したり、公衆送信したりする場合には、短歌の著作権者の歌人または遺族の許諾が必要になります。

永田和宏さんの色紙は、現在はわたしに所有していますが、その写真を出版したり、インターネットに掲載したりする場合、短歌について、わたしでなく永田さんの許諾が必要になります。これは歌集やアンソロジーで短歌のテキストを出版したり公衆送信したりする場合と同じです。

ただし、永田さんの歌を批評する際などに「引用」に当たる場合や、与謝野晶子のような古い歌人で著作権の保護期間が満了して著作権が消滅している場合は、著作権者が著作権者の遺族の許諾を得ることなく利用できます。

○「色紙」の著作権？  
では、色紙や短冊の所有者に権利はあるでしょうか。たとえば、わたしがいただいた永田さんの色紙の写真を誰かが書籍に掲載するとき、永田さんに加えて、色紙の所有者であるわたしの許諾は必要でしょうか。

与謝野晶子は一九四二年に亡くなっていますので、与謝野晶子の

作品の著作権は一九九二年に消滅してしまいます。いまは誰もが自由に利用できる状態です。

では、与謝野晶子さんの色紙の写真を書籍に掲載するときに、その色紙の現在の所有者(コレクターや博物館)の許諾が必要でしょうか。

結論としては、現在の所有者の許諾は必要ありません。

色紙や短冊は書道作品や絵画と同じように著作物になりえます。色紙や短冊の著作権者として、色紙を書いた人(永田和宏さんと与謝野晶子)で、所有者は著作権を持つことにはないのです。

したがって色紙の所有者(コレクターや博物館)は、著作権を主張することはできません。

「モナリザ」の絵をTシャツにプリントして販売する場合に、モナリザを所蔵するルーブル美術館の許諾を得る必要はなく、ルーブル美術館は権利を主張することができますが、同じように、博物館が所蔵する与謝野晶子さんの色紙をTシャツにプリントして販売したとしても、博物館はそれについて何かいうことはできません。

○無体財産権としての著作権  
この問題はかつて裁判で争われたことがあります。中国唐代の書家、顔真卿の真蹟の書道作品の写真を出版した出版社に対して、掲載された作品を所蔵している博物館が出版の差止めを求めました。しかし、最高裁は、著作権は作品

の無体物としての側面を保護するもので、有体物としての原作品の所有者は出版について何かいうことはできないといいました。

博物館は有体物としての作品を展示したり貸し出したりすることはできますが、そのコピーや写真(複製)をコントロールすることはできないのです。

著作権のような知的財産権のことを「無体財産権」ということがあります。有体物(実体のあるもの)でなく、テキストや絵画の触れられない面(無体物)としての側面についての権利であることから、そのように呼ばれます。

ですので、今回の質問では、色紙、短冊の所有者の許諾は必要ないということになります。

ただし、色紙や短冊の写真を所有する個人や博物館から撮影させてもらう場合に所有する個人や博物館と撮影する人との間の約束として、写真の用途が決められる場合があります。

たとえば、美術館の注意事項に「作品のスマートフォン等による撮影は可能ですが、撮影した写真の販売、商用利用はできません」と書かれている場合、美術館に入り、写真を撮影する際にその約束をしているので、写真を自身のブログに報酬を得ない形で掲載することはできますが、誰かが販売したりすることはできないということになります。